

第 1 章 計画の基本事項

1-1 計画策定の趣旨

【環境基本計画の策定の背景】

本市では、平成18(2006)年に制定した「防府市環境保全条例」に基づき、同年に「防府市環境基本計画」を、平成24(2012)年に「防府市(第二次)環境基本計画」を策定し、基本目標である「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」の実現に向けた取組を進めてきました。

「防府市(第二次)環境基本計画」の策定から5年後の平成28(2016)年には、これまでの取組や計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行い、「防府市(第二次)環境基本計画(中間年度・見直し)」(以下、「前計画」という。)を策定し、環境保全への取組を推進しています。

【本市の環境を取り巻く社会状況の変化】

世界では

地球温暖化が一因ともされる大規模な森林火災、集中豪雨などといった自然災害が世界各地で発生し、気候変動がもたらす影響は深刻さを増しています。また、海洋プラスチックごみによる海洋汚染の問題や食品ロス問題をはじめとする新しい環境問題は、今までの社会経済活動と密接な関係にあることから、持続可能な生活に向け、個人が生活スタイルを見直すことが必要です。

世界では、持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択やパリ協定の発効など、国際社会全体が協力して、温室効果ガス排出削減などの脱炭素社会構築をはじめ、資源循環や自然共生などを取り入れた持続可能な発展のために具体的な目標を持って取り組むための枠組の整備が進んでいます。

日本では

平成30(2018)年に、国際的な動向を取り入れた「第五次環境基本計画」が策定され、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏」の創造や「世界の範となる日本」の確立、「持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)」の実現を掲げるとともに、SDGsの考え方を活用した環境・経済・社会の統合的向上を具体化しています。

気候変動がもたらす影響が深刻さを増す中、脱炭素社会の構築に向けて、国は、令和2(2020)年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和3(2021)年4月には、令和12(2030)年度において温室効果ガス46%削減(平成25(2013)年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。この新たな目標を実現するため、令和3(2021)年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年カーボンニュートラルが基本理念として定められました。また、同年10月には、国の地球温暖化対策の総合計画である「地球温暖化対策計画」が改訂され、同時に「第6次エネルギー基本計画」で2030年までに再生可能エネルギーの電源構成比率を36~38%、さらに38%以上の高みを目指すこととしています。

山口県では

令和3（2021）年3月に、環境に関連する重要な計画等に対応する上位計画として、「山口県環境基本計画（第4次計画）」を策定し、目指すべき環境の姿として、第1次計画から引き続き「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を掲げ、安心・安全で持続可能な社会の構築に向けた県づくりをより一層進めるとしています。また同月、「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）」や「山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）」、「やまぐち海洋ごみアクションプラン（山口県海岸漂着物等対策推進地域計画）」の改定が行われています。なお、上記「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）」では、温室効果ガス排出量の削減目標を令和13（2031）年度において、平成25（2013）年度レベルの17.8%削減することを目指すとされています。

本市では

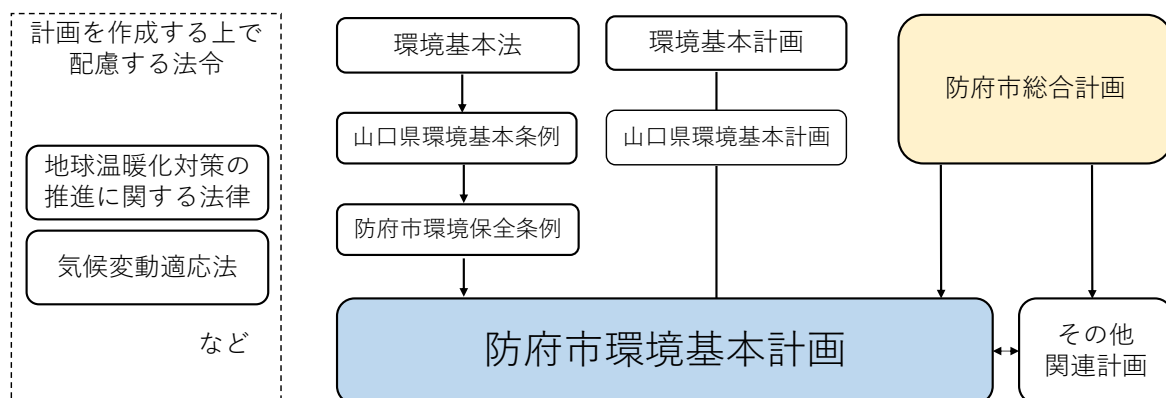
令和3（2021）年4月から、本市の最上位計画である「第5次防府市総合計画」がスタートし、「明るく豊かで健やかな防府」の実現を目指しているところです。

国内外において環境政策が大きな転換期を迎える中、前計画期間の満了に当たり、これまでの計画の進捗状況や本市を取り巻く社会状況の変化、プラスチックごみ対策、食品ロス削減、気候変動対策といった新たな環境課題への対応などを踏まえ、前計画の方向性を維持しながら、目標や具体的な取組などを見直し、今後さらに、市民・事業者・行政の三者が協働して持続可能な取組を強化するため、本計画を策定するものです。

1-2 計画の位置付け

本計画は、「防府市環境保全条例」に基づき策定するもので、本市における環境の保全の最も基本となる計画であり、関連計画と整合を図りながら第5次防府市総合計画で表した目指す姿を環境面から実現するための計画です。

また、本市の環境の状況及び本計画の進捗状況については、毎年度発行する「防府市の環境」により公表します。



1-3 計画の範囲

本計画の対象とする地域は防府市全域とし、対象者は防府市民・市内の事業者・行政を主体とし、市内で働く人、学ぶ人、活動を行う人・団体も含まれます。

1-4 計画の期間

環境問題への対応は、長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であることから、これまでの計画期間を踏まえ、本計画の期間を令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。

また、本市の環境・経済・社会を取り巻く状況の変化等を踏まえ、中間年度である令和8(2026)年度に施策の見直しを行うとともに、関係法令の改正や関係計画の改定等により計画期間中に内容を見直す必要が生じた場合には、「防府市環境審議会」等の意見を踏まえ、適切に対応します。

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
計画策定						中間年度・施策等の見直し					目標年度
										次期計画の検討	
	計 画 期 間 